

# Financial Adviser

The best proposals for the clients ファイナンシャル・アドバイザー

5

No.174  
MAY | 2013  
[www.kindai-sales.co.jp](http://www.kindai-sales.co.jp)  
平成25年5月1日発行(毎月1回1日発行)  
平成11年6月14日第3種郵便物認可  
第15巻第5号通巻174号

## 平成25年度の 公的年金

61

支給開始年齢引上げと60歳以降の社会保険

### 特別企画

消費税増税&住宅ローン控除延長・拡充!  
2013年の  
住宅取得アドバイスを考える

### 連載

知識のブラッシュアップに役立つ  
FPマンスリーレポート  
金融／社会保険／保険／税金／不動産

### FP相談実践事例集

金融資産運用設計／ライフプランニング／相続・事業承継設計

相続診断士が伝える

# 「笑顔相続のススメ」

相続とは、  
親の生き方を受け継ぐこと

第2回

その子たちも結婚し子どもが生まれ、日々幸せに暮らす様子を見て、本当にうれしく思っています。妹の○○へ、結婚には恵まれませんでしたが、私と一緒に暮らし、ずっと面倒を見てくれて、本当に感謝しています。

日々幸せに暮らす様子を見て、本当にうれしく思っています。妹の○○へ、結婚には恵まれませんでしたが、私と一緒に暮らし、ずっと面倒を見てくれて、本当に感謝しています。

妹の○○へ、結婚には恵まれませんでしたが、私と一緒に暮らし、ずっと面倒を見てくれて、本当に感謝しています。

被相続人は、90歳を超える母で、相続人は60代の姉妹2人。相続財産は、母と妹が暮らしていた土地建物6000万円と現預金4000万円で合計1億円。

母の遺言どおりに財産を分けると、妹が8000万円（土地建物600

0万円+現預金4000万円×1/2）、姉が2000万円（現預金4000万円×1/2）となります。

相続人である娘2人に對し、それぞれ便箋2枚ほどに感謝の言葉がしたためられていきました。それは『遺書』という、母から娘2人への愛情がこもったラストメッセージでした。読み進むと、お母さまの深い愛情が伝わってきて、私は思わず涙がこぼれそうになりました…。

そして最後の1枚には『財産について』と書いてありました。

\*

私が妹の○○と過ごした不動産については、妹の○○に引き継いでほしい。その他の財産については、1/2ずつ分けてほしい。遺産分割については、妹○○の取り分が多くなりますが、姉の○○にはご主人の家があるのです。どうか理解してください。私の死後も今までと同じように、姉妹で力を合わせて仲良く暮らししてください。

「拝見してもよろしいですか？」と尋ね、中から5枚くらいの便箋を取り出しました。

「姉の○○へ、優しいご主人と2人の子を育て、

\*

相続というと財産を分けることだけのように錯覚しがちですが、本来は「親の生き方を受け継ぐこと」です。このお母さまは、本当に2人の娘を愛し、大切に育てたのだと思います。娘2人は、相続を通じて家族を大切にするというお母さまの遺志を見事に引き継ぎました。

しばらくして、相続で取得した古い建物を建て替えるという相談がありました。いろいろ検討した結果、1階が法定相続分1/2の1/2、つまり、2500万円（1億円×1/4）までは、取り戻すことができます。私は、姉妹に遺留分のことを説明し、遺産分割は相続人間で合意すれば、遺言どおりではない分割も可能であることを伝え、2人で話し合っていただきました。2週間後に2人の出した結論は

「お母さんの望むとおりの遺産分割をお願いします」というものでした。この相続をきっかけに、私は、「笑顔相続」を真剣に日本中に広めていこうと決心しました。

この相続をきっかけに、私は、「笑顔相続」を真剣に日本中に広めていこうと決心しました。

F



小川 実

一般社団法人相続診断協会  
代表理事

一般社団法人相続診断協会代表理事、税理士法人HOP代表社員、税理士。自ら笑顔相続の伝道師と命名している。キックボクシングが趣味で、休日は週に1回程度、ジムに通う。現在はK-1のレフェリーも務めている。